

(案)

基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

(2) スポーツ・レクリエーション活動への支援

区では「中央区基本計画2018」に掲げている「スポーツの楽しさが広がる環境づくり」の施策に基づき、健康づくりや生涯にわたってスポーツを楽しむことができる豊かなスポーツライフの実現に向けて各種取組を行っているところです。

教育施設を所管する教育委員会としても、児童・生徒の活動の場や安全を確保した上で、学校施設を積極的に開放していく必要があります。

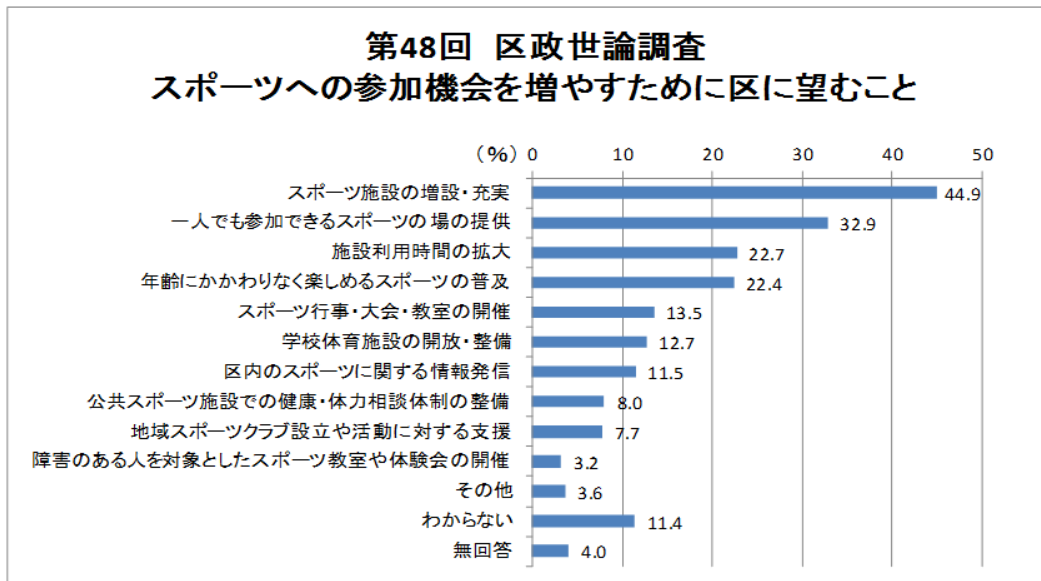
○ 現状と課題

本区は都心区ならではの特性により、都市機能が集中しており地価が高いことから、スポーツ環境としてグラウンドや体育館などを十分に整備することが難しい状況にあります。区内の公園、運動場および社会教育会館等の区内施設においても、ランニングや球技運動ができる広さをもつ場所は限られていることから、区民からも「スポーツ施設の増設・充実」を求める意見が、平成30（2018）年度に実施した第48回区政世論調査で寄せられています（図1）。このような状況下において、身近な学校施設を団体等に貸し出す学校開放は効果的であると認識しており、開放日の拡大等が求められています。

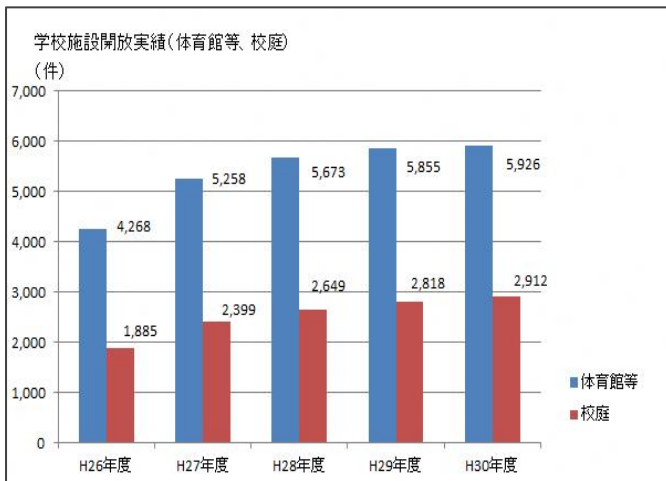
しかしながら、現在、学校施設は、夜間の時間帯や授業等に支障の無い範囲で様々な地域活動やスポーツ活動等に幅広く利用されているところですが、学校行事等との兼ね合いもあり、開放実績が高止まりしている現状からみても開放する時間や日数を増やすことは困難です（図2）。一方、校庭のテニス開放の利用状況を見ると、未舗装（砂）の校庭は利用率が低く、屋内の全天候型の屋上校庭が人気のあることが分かります（図3）。これらのことから、各校庭の状況に合わせて、フットサルやトレーニングなど様々なスポーツに校庭を開放するなど、学校施設の効率的な開放について学校と検討を進めていく必要があります。

また、子どもの遊び場となる休日等における校庭開放については、人口増加に伴い一日当たりの利用人数は増加している状況です（図4）。子どもの遊び場の確保の視点からも、より一層魅力ある遊び場づくりを推進していくことが必要です。

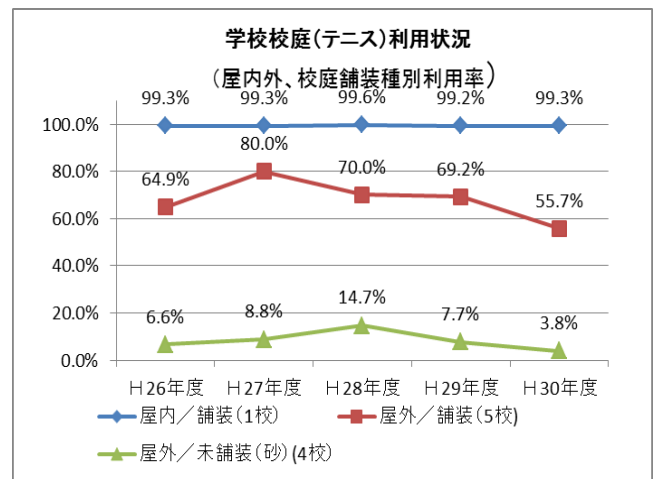
(図1)



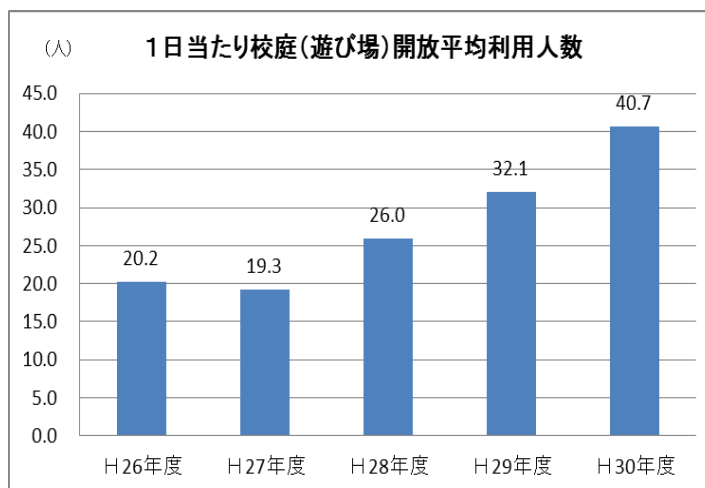
(図2)



(図3)



(図4)



○ 取組の方向性

① 学校施設の開放

個人や団体に対する学校施設の開放は、地域の社会教育・社会体育の振興や青少年の健全育成等の活動を支援する事業であることから、今後も学校施設の整備等の機会を捉え、積極的に地域開放を実施します。

なお、スポーツ開放利用率の低い学校施設のさらなる利用の促進を図るため、利用種目の拡大等を検討するとともに、利用率の高い学校施設においても学校運営に支障のない範囲で開放日を設定し、身近に運動ができる場の確保に努めていきます。

② 魅力ある遊び場づくり

子どもたちが、のびのび活動できる遊び場として、また、様々な運動・遊びの体験が得られる場となるよう、休日の校庭（遊び場）開放を充実させます。

【主な取組】

①-1 学校施設開放

学校教育に支障のない範囲で、学校施設を地域の社会教育及び社会体育団体のスポーツ・レクリエーション活動の場として提供しています。

①-2 校外学園施設開放

学校の児童・生徒が利用する期間を除き、区内在住・在勤及び在学者で構成する登録団体がスポーツやレクリエーション活動を行えるよう、柏学園を開放しています。

② 魅力ある遊び場づくり **【充実】**

現在、校庭開放は、児童が校庭を広場として自由に使用しています。一方、一部学校で実施している「地域スポーツクラブ大江戸月島」による校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり事業では、ボールの投げ方や蹴り方など、公園ではできない種目をはじめ、様々な運動・遊びをスポーツ指導員の指導を受けながら、多くの児童と保護者が体験しています。これらの実績を踏まえ、学校・PTA・スポーツ団体等と協議しながら、校庭開放の在り方や管理方法について検討し、校庭（遊び場）開放がより魅力的なものになるよう充実していきます。